

北海道国民健康保険運営方針の改定及び室蘭市国民健康保険料への影響について

道と市町村に関する事務を共通認識の下で実施するため、国保運営に関する統一の方針として、道が「北海道国民健康保険運営方針」を策定しているが、令和6年度に内容が改定される。

1 北海道国民健康保険運営方針の改定について ～ 主な内容（保険料水準の統一）

- (1) 全道どこに住んでいても同じ所得、世帯構成であれば同じ保険料負担となる、統一保険料率による保険料水準の統一を令和12年度を目途に目指す。（市町村は、道の示す保険料率の賦課割合(保険料の構成比率)に近づけていくことが必要となる)
- (2) 賦課方式は、「所得割」「均等割」「平等割」の3つを要素とする3方式への統一を、令和9年度から目指す。
- (3) 令和6年度の納付金算定から、医療費水準を反映させない。(納付金ベースの統一)
- (4) 市町村個別の歳入・歳出の全道での共通化を、令和9年度を目途に原則全項目実施する。

2 室蘭市の賦課割合及び賦課方式への影響について（見通し）

- (1) 道の示す保険料の賦課割合(各市町村で異なる)に合わせるためには、「所得割」の賦課割合を減らし、「均等割」と「平等割」の賦課割合を増やしていく必要がある。
- (2) ②後期高齢者支援金・③介護保険料の賦課方式について、現在の2方式から「平等割」を加えた3方式にする必要がある。

区分	賦課方式 保険者	賦課割合									賦課割合 (合計)
		所得割 (所得額に応じて負担)			均等割 (被保険者数に応じて負担)			平等割 (世帯ごとに負担)			
		現在 (A)	R12 (B) ※R6算定	影響 (B)-(A)	現在 (C)	R12 (D) ※R6算定	影響 (D)-(C)	現在 (E)	R12 (F) ※R6算定	影響 (F)-(E)	
①医療保険料 (国保加入者の医療費)	北海道		48%			31%			21%		100%
	室蘭市	45%	39%	-6P	30%	36%	6P	25%	25%	-	100%
	A市	50%	39%	-11P	31%	36%	5P	19%	25%	6P	100%
	B町	60%	68%	8P	26%	22%	-4P	14%	10%	-4P	100%
②後期高齢者支援金 (後期高齢者医療制度加入者の医療費)	北海道		48%			31%			21%		100%
	室蘭市	45%	39%	-6P	55%	36%	-19P	0%	25%	25P	100%
	A市	52%	39%	-13P	27%	36%	9P	21%	25%	4P	100%
	B町	59%	68%	9P	24%	22%	-2P	17%	10%	-7P	100%
③介護保険料 (介護給付費)	北海道		50%			30%			20%		100%
	室蘭市	45%	35%	-10P	55%	38%	-17P	0%	27%	27P	100%
	A市	47%	37%	-10P	32%	38%	6P	21%	25%	4P	100%
	B町	60%	76%	16P	27%	16%	-11P	13%	8%	-5P	100%

※ 介護保険第2号被保険者が対象(40歳～64歳の方が負担)

3 室蘭市の国民健康保険料への影響について（見直し）

（年額）

モデルケース	R5 （現在） ①	R12 （R5ベース） ②※1	② - ①	R12 （現時点見直し） ③※2	③ - ①
ア 夫婦2人(40代)子ども2人 所得500万円(妻0円)	816,160円	741,300円	-74,860円	832,260円	16,100円
イ 夫婦2人(40代)子ども2人 所得250万円(妻0円)	468,660円	436,300円	-32,360円	493,760円	25,100円
ウ 夫婦2人(40代)子ども2人 所得150万円(妻0円)… 2割軽減	293,460円	277,550円	-15,910円	315,660円	22,200円
エ 夫婦2人(70歳) 所得50万円(妻0円)… 5割軽減	54,090円	55,800円	1,710円	64,930円	10,840円
オ 単身(70歳) 所得0万円… 7割軽減	17,790円	19,550円	1,760円	22,760円	4,970円
◎ 1人当 保険料	96,864円	96,864円	0円	113,719円	16,855円
◎ 1世帯当 保険料	138,895円	138,895円	0円	160,494円	21,599円

※1 ①から賦課割合、賦課方式のみ見直した場合の試算

※2 ①から賦課割合、賦課方式、市町村個別の歳入・歳出の全道での共通化など、現在想定されるものを加味した場合の試算

(1) 賦課割合及び賦課方式の見直しによる影響について(② - ①)

本市の賦課割合は、「所得割」の賦課割合を減らし、「均等割」と「平等割」の賦課割合を増やしていく必要があり、現在と比較すると、ア、イ、ウでは負担減、エ、オでは負担増と算定される。

（R5をベースに算定しており、1人当・1世帯当保険料に増減はないが、賦課割合を改定するとケースごとでは増減が生じることとなる。）

(2) 保険料水準の統一による影響について(③ - ①)

R5年度と比較し、保険料総額が増加の見直し。

※ あくまでも現時点での、保険料水準の統一の見直し

（新型コロナウイルス感染症の5類移行などによる医療費の見直しや、市町村国保の歳入・歳出の全道での共通化の影響が不透明）

4 今後の進め方について

今後、賦課割合や賦課方式の見直しによる保険料への影響について、ケースごとのシミュレーションを行いながら、場合によっては急激な保険料の上昇とならないよう、基金の活用による激変緩和措置も含め、保険料水準の統一に向けて、見直しを進めていく。